○国土交通省告示第七百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第三項の規定により、都市計画事業の承認をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年七月二十一日

国土交通大臣　金子　一義

一　施行者の名称　国土交通大臣

二　都市計画事業の種類及び名称　大和都市計画公園事業八・六・七号平城宮跡歴史公園

三　事業施行期間　自平成二十一年七月二十一日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　奈良県奈良市佐紀町、二条大路南三丁目、二条大路南四丁目地内

使用の部分　なし

○国土交通省告示第七百六十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年七月二十一日

国土交通大臣　金子　一義

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

生金沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を平成十八年国土交通省告示第二百二十七号で指定した第一号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県東筑摩郡筑北村坂井

字熊ノ入　一〇五一番一　一号及び二号

字大原　一〇五四六番一　三号

一〇五四六番二　四号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

鳥ヶ洞

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

長野県下伊那郡阿智村智里

二四七番七

二四八番五

四九〇番一〇

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県下伊那郡阿智村智里

四九〇番一〇　一号及び五号

四九〇番一　二号から四号まで

ハ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の鳥ヶ洞の中心線から左右各岸十メートルまでの土地の区域

長野県下伊那郡阿智村智里

四九〇番一〇　一号

二四七番七　二号

二五五番二　三号

二五一番四　四号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

堂の入川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

長野県下伊那郡根羽村

四九一八番一一五

四九一八番一五三

四九一八番五七二

四九一八番五七四

四九一八番五九二

四九一八番六〇四から四九一八番六一二まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の堂の入川の中心線から左右各岸十五メートルまでの土地の区域

長野県下伊那郡根羽村

四九一八番六〇四　一号

四九一八番一一五　二号

四九一八番五九八　三号

四九一八番一一六　四号

○国土交通省告示第七百六十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年七月二十一日

国土交通大臣　金子　一義

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

南浅川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県長野市

大字上松字袖平下り

三一六一番　一号

浅川畑山

三五番一　二号

三七番九　三号

三六番　四号及び五号

四三番　七号から九号まで

四二番　十号及び十一号

三三番地先河川敷　十二号

大字長野字大峯山

一六一二番一地先道路敷　六号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から昭和十五年内務省告示第二百四十五号で指定した土地の上流端までの区間の南浅川の河川敷

長野県長野市

大字上松字袖平下り

三一六一番　一号

浅川畑山

三三番地先河川敷　二号

ハ　明治三十二年内務省告示第五十八号で指定した土地の下流端から次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線までの区間の南浅川の河川敷

長野県長野市

大字長野字大峯山

一六一二番一地先道路敷　一号

浅川畑山

四三番　二号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大足沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十五年建設省告示第千三十九号で指定した第五十三号に掲げる土地の区域及び平成二十年国土交通省告示第七百七号で指定した第五号に掲げる土地の区域を除く。）

長野県北安曇郡小谷村大字千国

字マセバ

乙一〇三三三番八　一号から三号まで及び十八号

字横エ

乙一〇三六二番　四号

乙一〇三六三番　五号及び六号

字中平

乙一〇三六五番一　七号及び八号

乙一〇三六五番二　九号から十五号まで

乙一〇三六五番一地先道路敷　十六号

乙一〇三六七番　十七号

字大足

乙一〇三一五番一　十九号

字小中平

乙一〇三一七番　二十号から二十二号まで

乙一〇三一六番二　二十三号から二十五号まで

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

楡木川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第千二百七十四号で指定した土地の区域を除く。）

長野県小県郡長和町大門字窪城

一六〇九番一　一号

一六一一番一　二号

一六一一番二　三号

一六一一番一〇　四号

一六一四番一　五号から七号まで

○国土交通省告示第七百六十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年七月二十一日

国土交通大臣　金子　一義